

1 議事日程(第1号)

(令和2年第5回久山町議会8月臨時会)

令和2年8月6日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発議第2号 調査特別委員会設置に関する決議

日程第4 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて(2久山町専決第3号)

(令和2年度久山町一般会計補正予算(第4号)) (町長提出)

日程第5 議案第66号 久山町学習者及び指導者用コンピュータ購入契約について

(町長提出)

日程第6 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて(2久山町専決第3号)

(令和2年度久山町一般会計補正予算(第4号))

日程第7 議案第66号 久山町学習者及び指導者用コンピュータ購入契約について

2 出席議員は次のとおりである(9名)

1番 山野久生

2番 清永義弘

3番 有田行彦

5番 松本世頭

6番 本田光

7番 阿部哲

8番 只松秀喜

9番 久芳正司

10番 阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(1名)

4番 佐伯勝宣

4 会議録署名議員

2番 清永義弘

3番 有田行彦

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(6名)

町長 久芳菊司

副町長 佐伯久雄

教育長 安部正俊

教育課長 森裕子

財政課長 久芳浩二

健康課長 大嶋昌広

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 中原三千代

議会事務局書記 篠原正継

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただ今から、令和2年第5回久山町議会8月臨時会を開会いたします。

佐伯議員から欠席届が提出されましたが、欠席理由が正当でないと判断したため、招状を発しました。それでも欠席するということでございます。ここで報告いたします。

まず初めに、町長よりご挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議会冒頭に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに臨時議会を招集しましたところ、議員の皆さまにおかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず初めに、去る7月に熊本県並びに福岡県の大牟田市を中心に発生いたしました、令和2年7月豪雨によってお亡くなりになられました方々に対し、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災に遭われた地域の方々に対し心からお見舞いを申し上げます。県内でも甚大な被害を受けた大牟田市にありましては、先方からの支援要請によって、現在、福岡県町村会におきまして調整を図り、職員の派遣等の支援を行うこととしております。先般、既に本町からも2名の職員が、罹災証明<sup>りさい</sup>の発行等事務に支援に行ったところであります。今後も要請があれば、できる限り対応してまいる所存であります。

一方で、依然として新型コロナウイルスは、緊急事態宣言が発令された以前よりも感染者の数が増え続けており、今後も予断を許さない状況であります。今後とも、本町におきましても引き続きしっかりと防止対策に取り組んでいく必要があると考えております。

そのような中、本日の議会においてご提案します案件は、新型コロナウイルス感染防止対策関連の教育費国庫補助事業を実施するに当たり、緊急を要するため先に専決処分を行った令和2年度久山町一般会計補正予算の専決処分の承認を求める案件と、同じく教育関係の契約案件の、この2議案でございます。

詳細につきましては担当課長がご説明しますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、2番清永義弘議員および3番有田行彦議員を指名します。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 発議第2号 調査特別委員会の設置に関する決議

○議長（阿部文俊君） 日程第3、発議第2号調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

提出議員より説明をお受けいたします。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 提案理由の説明をいたします。

本年6月定例会本会議一般質問においての町議会議員から議会事務局への注意勧告書について、令和2年6月25日付2総発第49号により、久山町長から久山町議会に対して求められた事実確認、検証のため、また議員からのパワーハラスメント行為、議会の品位をおとしめるもの等、議会の規律に関する事項について、調査を行う必要があるため、地方自治法第109条および久山町委員会条例第4条の2に基づき調査特別委員会設置を提案するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

発議第2号調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

阿部議員外1名から提出されました、調査特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、調査特別委員会設置に関する決議は可決されました。

引き続き特別委員の選任を行います。

事務局長名簿を配ってください。

〔名簿配布〕

お諮りします。

特別委員の選任については、久山町委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思えます。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、特別委員はお手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第65号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第65号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年7月13日付で専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額61億109万5,000円に、新型コロナウイルス対策事業としてヘルスC&Cセンター空調更新工事費および久山町立小・中学校保健特別対

策支援事業費に充てるため、歳入歳出それぞれ878万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ61億988万円とするものでございます。

歳入の財源としましては、国庫補助金および繰入金を充当します。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第66号 久山町学習者及び指導者用コンピュータ購入契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第66号久山町学習者及び指導者用コンピュータ購入契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第66号久山町学習者及び指導者用コンピュータ購入契約についてご説明いたします。

本案は、本年7月22日、指名競争入札に付した久山町学習者及び指導者用コンピュータ購入の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、久山町学習者及び指導者用コンピュータ購入契約。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、3,995万8,380円、うち消費税相当額363万2,580円。契約の相手方、福岡県福岡市中央区大名二丁目9番27号、株式会社内田洋行九州支店支店長坂口秀雄。履行期限は、契約の日から令和2年12月25日まででございます。

概要等詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで一旦休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

休憩 午前9時42分

再開 午前11時10分

~~~~~○~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の審議に入る前に、先ほど可決した調査特別委員会の委員長は久芳議員、副委員長は清永議員に決定したとのございます。ここで報告いたします。

それでは、議案の審議を行います。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第65号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

有田議員。

○3番（有田行彦君） ちょっとマスクを外させていただきます。

実は今先ほど委員会で説明がありましたけれども、町長にお尋ねいたします。実は以前、議会に新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金対応事業一覧表というのを配られております。10項目ありましてですね、それを金額で言えば約8,700万。そこで…

○議長（阿部文俊君） 有田議員に申し上げます。本日の議案以外の発言になっておりますので、注意しておきます。

（3番有田行彦君「続きを聞いていただきたいです。前出しです、私が今言ってるのは」と呼ぶ）

わかりましたもう一度最初から言ってください。

○3番（有田行彦君） 何でもそうでしょう。少し前出しっていうのがあるんです。前出しを聞いただけで、議員の話をストップさせるというのはこれ議長はですね、以前も言いましたように、こういう場は議員にとっては、大事な場なんですよ。発言するなど言わんばかりの止めるということは間違いだと私は思います。

そこで、続けていいということでございますので、町長、よろしゅうございませうか。本日専決の中にあります国庫負担金ですかね、国庫支出金。これがその内容を委員会で説明受けました。これは国庫補助金190万5,000円。先ほどから前の続きですよって言ったのは、地方創生臨時交付金かなと私は思ってたんですね、これが。これはどうしてそういうかということ、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金対応事業一覧表というのを配られました。その中で、8,700万円を組んでおられます。それでこれは、国の地方創生臨時交付金でやりますよという事業だと思うんですね。だから、今日のこの190万5,000円っていうのも、国の臨時交付金対応事業かなと思ったんですよ。というのは何でかっていうと、7月の2日の臨時議会の時に、ここに3,869万っていう地方創生臨時交付

金が出されたんですね。先ほどから言いますように、そこで組んでる事業の総金約8,700万のうち3,869万は、国の云々と。またあと残りの事業をするためには4,831万必要なわけですね。それで私は、今日の国庫補助金はこの4,831万のうちの190万かというような意味で委員会でもお聞きしましたが、それは違うということでございます。今回の臨時議会におきましても、財政調整基金を今回も取り崩しております。そういった中でですね、やはりこのコロナウイルス感染地方創生臨時、国のお金でやる交付金対応事業10項目のうち、これはちょっと事業するのに危ういんじゃないかという考えを私は持ったわけですが、町長その点いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） どういうあれですかね。その財政調整基金を繰り入れるからどうのこうのということでしょうか。それとも、今回の教育費の事業のことをおっしゃってるんでしょうかね。

（3番有田行彦君「もう一度ちょっと説明させてください。

町長よろしいでしょうか。いや、基本はですね…議長、よろしいですか。」と呼ぶ)

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 基本はですね、以前新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金対応事業一覧、いわゆる国の交付金で事業を致しますよという一覧表を配られたんですね。その配られた事業の総金額が8,700万だったんですね。そのうち、7月の臨時議会のときに、第1次という名目だったと思いますが、臨時交付金が3,869万出たわけです。今回、国庫支出金190万5,000円は、第2次感染症対策地方臨時交付金かと私は思ったわけですよ。そしたらこれは違うという委員会で説明があったから、それじゃあ、この以前頂いた8,700万の総事業費のうち、3,869万は地方創生臨時交付金で補って、しかしあとの残りの4,831万はどうなるのかと。そういうふうな意味でまず質問したんです。そういう意味で質問したんですね。それでその状況はじゃあ久山町の財政状況の中で、今回も、財政調整基金を取り崩すという状態じゃないかと。そしたら、こういう事業をするための後の4,831万は国があてにならんなら、また財政調整基金を取り崩さないかということになるんじゃないですかというような意味の質問なんです。それで町長それはどう考えられますかということなんです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 国の臨時交付金事業と、今回の教育費の関係は全く別の助成金ですよ。心配されてるのは財政調整基金ということで。臨時交付金の関係の事業でも、第1

次、第2次合わせて、大体1億2,000万円くらいですかね、1億5,000万か。1次が3,800万円ですね。だから、この前ご説明しましたように今回は、臨時交付金とかいうのは、通常の何々事業って、これもう全体額が決まって、使用も決まってるものじゃございませんから、一応メニューは必ずオーバー、どこの町もですね。久山町も、第1次の臨時交付金が3,800万円ならそれプラス、加えて8,000万ぐらい出してると思います。その中で、選択に合ったものをまずきちっと優先して、残りの単費については、該当しないものについては、予算よりオーバーする分については、当然一般単独という形で、あくまでも予算組みをしています。それから、予算上は必ず最初に、財政調整基金をそれに充てとって金額が入ってくるようになったときに、この前も一般財源と入れ替えをやったようにやりますのでね、大体1次、2次で全体やって今1億5,000万ということにしてますけれども、それプラス一応町単費が5,000万ぐらいの事業を計画してますという形で今考えてるところでございます。だから当然その分は財政調整基金。だから財政調整基金は当初予算、一般財源を投入しとった財源をこの臨時交付金で当て込みますのでその分は財調の方に積ましてもらったですよ。そういう形でやろうという考えです。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ちょっと私もわからないところがございますけれども。結論からいうと、以前出された新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金対応事業10項目あります。これは8,700万。そのうち3,869万は国からの対応でやってると。それであとの残りについては事業をする、あるいはされないというのか。事業するならもう国があてにならんなら、じゃあ町の財政調整基金を取り崩してやるのか。ここら辺までちょっとお尋ねしたいなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 予算ですから一応やるという形で計上させていただいております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それではですね、これ最後になると思いますが。この国の臨時対策事業一覧表に充てる国からの国庫負担、国庫支出金ですね。ただ、今、さっきからしちこく言いよりますが、あと4,831万円が足りないわけですね、この事業するのに。そしたらこの次に国から来るという見通しはどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 次に来るというのはもう今は2次補正の分まではですね、金額は先ほど言いました1億5,000万円位本町の場合来るということになってます。あと、第3次補正もあるということをおっしゃってますけど、第3次補正は、町単独じゃなくて、国庫補助金

に絡む町の継ぎ足し負担に対するものが対象になるというふうには、今のところそういう情報は聞いてます。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

（3番有田行彦君「一つあります。反対討論じゃなくて賛成討論の一つ討論をさせてください。」と呼ぶ）

早めに言っていただければ、進めやすいと思いますのでどうぞ。

有田議員。

○3番（有田行彦君） よろしいですか。

○議長（阿部文俊君） ちょっと待ってください。

討論あるということでございます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） いや私は幾らかでもですね。国の国庫補助金は確保していかなくちゃいかんと思うんです。非常に今、財政調整基金は厳しい状況だと思います。それでそういう努力は一つ惜しみなくやっていただくと。今回この数字からいうと非常に少ないなと思っておりましてけれどもですね。やっぱりそういう努力をしていただくということで、ひとつ賛成はさせていただきます。

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

これより議案第65号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って本案は承認することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第66号 久山町学習者及び指導者等コンピュータ購入契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第66号久山町学習者及び指導者用コンピュータ購入契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

本田議員。

○6番（本田 光君） 町長に質問いたします。本年3月定例町議会が3月4日開会されました。町長の所信表明でも、国が突如表明した小学校G I G Aスクールを進めるための通信ネットワーク整備事業等新たな予算の支出が必要となりました、というふうに述べられました。政府は全ての学校に高速無線LANを配備する方針であります。先ほど委員会審議のときも、ICTの活用関係の資料を頂きました。ところが、世界保健機構WHOの国際がん研究機関は、携帯電話などでも使われている無線周波数、電磁波を発がん性の可能性があるというふうに認めております。第5世代移動通信システムG 5の配備、G 5の電磁波は、無線周波数電磁波の中でも、周波数が高いミリ波と呼ばれる帯長を利用することで、周波数が高くなるほどエネルギーが強くなって、より多くの情報を送れるけれども生体への影響が強くなるというふうに専門家は言われております。そこで端末機の整備に当たり、児童生徒の健康に留意されてのG I G Aスクール構想なのかどうかという点がやはり懸念されます。その点、町長いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 今、本田議員からのお尋ねですけれども、今回のICTの整備については、国がG I G Aスクールで1人1台前倒しで今年度中にはってということで、本町でも整備を急いでいるところです。さまざまな点で配慮するところはあるかと思いますが、今、議員が言われた電磁波による子供への健康の悪影響ということについては、文科省からそういう情報も来ておりませんし、今のところ、そのことで留意するということはまだ行っておりませんが、今後政府の見解や文科省の意向でですね、注意喚起がありましたら、対応していきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今、教育長もおっしゃったように、今後検討していきたいと、文科省あたりの通達も含めてですね。ただし、こうした児童、子供たちに影響しやしないかという専門家の意見もあるしですね、ぜひそういう点あたりを情報収集して、スムーズな対応

ができるような移行を行っていただきたいというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 今、ご指摘のように、もしそういう専門家の見解が公表されましたら、速やかに対応していきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） それともう1点だけですね、教育長にお尋ねしますが、タブレット端末、1人1台のノートパソコン型と言われる、いわゆるA4ぐらいのノートパソコンというふうに聞いております。児童、生徒のイス等あたりを見た場合、イスと机、机ですね、を見た場合、あんまり大きいものじゃないんですよ。そこにタブレット1台置いたり、あるいはまたこれを今後、委員会時にも聞かしてもらいましたけども、管理する関係ですね。それぞれ壊れた場合に、誰が補償するのかと。個人が負担するのか、それとも予備の台数も備えとるとおっしゃったけども、そういう予備を充ててもいいんじゃないかと思うけども、故障した場合の状況やらですね、あるいはまたぶつけて壊れたら、誰が補償するのか。それと、1日管理をするという、教室ごとに管理するのかどうか。ちょっとわかりにくい点がありました。管理する倉庫にきちんと置くのかどうか、もう一度そういう点あたりをですね。そして、実際持ち帰りができるのか。あるいはまた持ち帰って壊れた場合どうするのかですね。そこらあたりも聞かしていただければと思います。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。まず机に対してこの端末が場所をとって学習しにくいのではないかなという、そういうご懸念があるということだと思んですけども、そのタブレット端末は、A4サイズの大きさをノートパソコンのようにこう開いて使う、また折り曲げてディスプレイ画面だけで、タッチパネルで操作できるような、そういうものです。教科書大の大きさの端末になりますので、確かに教科書プラスノートプラス端末であれば、机にはいっぱいいっぱいだとは思いますが、全く初めての活用ですので、そこは資料過多にならないようにですね、それぞれ学校で対応されると思います。まず端末を活用するということは、これはもう教科書にもなるしノートにもなるし、いろいろな資料として活用できますので、今までのような学習材を机に置いたままで作業するというのではなくなるかなと想像できます。併用することもあるとは思いますが、それは適宜対応されるのではないかなと考えるところです。それが1点と、それから補償についてのお尋ねであります。1人1台精密機械の端末ですので、乱暴に扱ったりすると故障の恐れがある、そこは大変懸念されるところです。だから使用方法については、きちっと指導して、使わせるようにしていきたいというふうに思います。これだけ高価なものを子供

たちが活用して、何といたしましょうか、故障するケースも出てくることは想定されますし、機械ですので、買い替えとかいうそういうことも心配されるところです。ただ、これについてはまだ政府もですね、見解も、明言しておりませんし。そこで今、現時点、それをどうするかということはなかなか難しい判断ですけれども、国や県の方針もありますので、それは状況を見て考えていきたいというふうに思います。それから、管理の方法については、充電をしながら保管をするという保管庫を各教室に整備いたします。それから持ち帰りですけれども、今のところ学校での教育活動で活用するというを前提に考えておりますので、すぐさま持ち帰って活用するということは今の時点で考えておりません。ただこのコロナのまん延の状況によって、また臨時休校というようなことになれば、家庭学習を充実させるということも必要ですので、そういうときには、場合によっては持ち帰ることもあるかもしれません。それはちょっと現時点では何とも言えないところです。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。本田議員もう4回目ですけど。

（6番本田 光君「3回目じゃないですかね」と呼ぶ）

4回目です。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号久山町学習者及び指導者用コンピュータ購入契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和2年第5回久山町議会8月臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時34分